

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分及び返還金額決定処分並びに各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して行った次の各処分について、それぞれの取消しを求めるものである。

- 1 令和元年 9 月 19 日付けの通知書により行った法に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分 1」という。）
- 2 令和元年 10 月 29 日付けの通知書により行った法 63 条に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分 2」という。）
- 3 (1) 令和元年 9 月 4 日付けの通知書により行った法の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分 3」という。）  
(2) 令和元年 9 月 4 日付けの通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分 4」という。）  
(3) 令和元年 9 月 4 日付けの通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分 5」といい、本件処分 1 ないし 5 を併せて「本件各処分」という。）

### 第 3 請求人の主張

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分はいずれも違

法、不当であると主張している。

福祉事務所の言っている本件預金は、名義が請求人であっても管理していたのは母親であり、自分のものであるという認識もない以上、返還処分は違法、不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年8月24日	諮問
令和2年11月5日	審議（第48回第3部会）
令和2年11月26日	審議（第49回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

ア 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

イ 法5条は、上記の法の規定は、法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、全てこの原理に基づいてなされなければならないと規定している。

ウ また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金

銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。

(2) 保護の停止について

法26条は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、被保護者に通知しなければならないと規定している。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、被保護者の世帯における定期収入の臨時的な増加等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるときは、法26条の規定に基づき保護を停止すべきであるとし、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めることとしている（課長通知10・問12・答1・(1)）。

(3) 資料提供等について

法29条は、福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があると認めるときは、被保護者の資産及び収入の状況について、銀行、信託会社等に報告を求めることができるとしている。

(4) 費用返還義務について

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）

1・(1)は、法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとしている。

ウ 法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）と解されている。

エ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2・答によれば、収入の増減が明らかとなった場合、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額又は減額して認定する必要が生じた場合、遡及変更の限度は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と解すべきとされている。

オ また、問答集問13-5・答(1)によれば、法63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている。

#### (5) 職権による保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

#### (6) 収入認定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとされている。

また、次官通知の第8・3（認定指針）・(1)（就労に伴う収入）・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等で常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

(7) 不利益変更の禁止について

法56条によれば、被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがないものとされている。

(8) なお、次官通知、課長通知及び取扱通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 本件処分1について

請求人は、保護開始時に、請求人名義の本件預金口座に本件預金を保有していたが、これが申告されることなく保護を受けたものと認められる。この点について、請求人によれば、本件預金は請求人の知らないまま母親が積み立てていたものであるとしてい

るが、請求人名義の口座の資産であり、請求人の活用し得る資産であると認められる以上、法4条1項の趣旨に沿って、本件預金についてはこれを最低限度の生活を賄うために活用することを要し、保護は、当該資産の活用によっても、なお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

よって、請求人の主張するような事情があったとしても、そのことをもって、本件預金を請求人の資力から除外することができないことは明らかである。

このことから、処分庁は、本件預金を保護開始時の請求人の資力であると認定した上で、本件預金額2,012,830円から返還対象額1,603,903円を減じた410,036円が、請求人の最低生活費126,829円の3か月超に相当し、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されることから、法26条に基づき本件処分1により保護を停止したことが認められる。

なお、本件処分1では、既に請求人に支給済みであった、保護停止以降の保護費である令和元年8月分保護費の日割り分及び9月分保護費を請求人に返還請求していることが認められる。

ところで、課長通知10・問12・答1・(1)によれば、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めなければならないところ、本件処分1通知書においては、始期である令和元年8月29日の記載はあるものの終期は空欄となっている。しかし、同通知の趣旨は、停止期間があらかじめ想定できる場合に、保護の停止という不安定な状態に置かれる期間を被保護者に明示し、権利保護を図るものと解されるが、処分庁が請求人に対して、令和元年8月28日に、返還後の残りの約40万円で3か月半以上は自力で生活し、生活が逼迫すれば保護停止解除になる旨伝えていること、また、請求人のアルバイトが決まり、一定額を稼げるようになってきたため、廃止も視野に入れて仕事をする

よう助言していることが認められることから、そのことをもって本件処分1の取消事由となり得るものではない。

以上のとおり、本件処分1に、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分2について

保護開始の時点で請求人が本件預金を資産として保有していたことが認められ、本件返還対象期間において請求人に対して実施した保護については、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けたとき」に該当したことから、処分庁は、本件預金額に相当する本件返還対象期間に請求人に支給した保護費について、請求人に対して返還を求めることを決定した（本件処分2）ものと認められる。

本件処分2による返還金額を決定するに当たって、本件返還対象期間について、処分庁が行った、本件処分2に係る「返還金額算定表」（別紙）の各「返還対象月」における、「資力」の額の認定、「支給済保護費」の額の認定及び「返還対象額」の認定は、その認定方法において、1の法令の規定等に照らしていずれも適正であり、また、資料に照らして違算もないものと認められる。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするもの（1・(4)・ウ）であるから、上記のような経緯により処分庁が法63条の規定を適用して本件処分2を行ったことに、違法又は不当な点は見られない。

(3) 本件処分3ないし本件処分5について

処分庁は、令和元年8月28日に請求人から本件収入申告がなされたことから、同年6月分、7月分及び8月分の請求人の収入

として分割認定した上で、同各月分の保護費を変更することを決定したもの（本件処分3ないし本件処分5）と認められる。そして、同各処分通知書において、過支給額として6月分が31,773円、7月分が9,720円、8月分が37,320円となる旨を通知していることが認められる。

以上のとおり、処分庁が行った本件処分3ないし本件処分5においては、保護基準に従って保護費がそれぞれ算定されており、また、次官通知による基礎控除等も適正になされており、その他違算等も認められない。よって、本件処分3ないし本件処分5は、いずれも1の法令等に則って行われたものであり、違法又は不当な点は見られない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件各処分の違法、不当を主張するが、本件各処分がいずれも法令等の規定に基づき、適法になされた処分であることは上記2のとおりである。請求人の主張については理由がないから、これをもって本件各処分の取消理由とすることはできない。

### 4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法、不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙（略）